

## 様式3

## 会議録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会（第1回）					
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205（直通）					
開催日時	令和7年11月4日（火）午後6時～午後8時30分					
開催場所	相模原市役所本庁舎第2別館3階第8会議室（Web会議併用）					
出席者	委員	8人（別紙のとおり）				
	その他					
	事務局	5人（ダイバーシティ担当部長、人権・男女共同参画課長、他3人）				
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数		0人		
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第	1 委員自己紹介、職員紹介 2 会長及び副会長の選任について 3 議題 令和6年度分人権施策の実施状況報告書について 4 その他 (1) 人権に関する市民意識調査の結果について (2) 人権啓発活動の報告について					

## 審　　議　　経　　過

### 1 委員自己紹介、職員紹介

委員及び事務局職員の自己紹介を行った。

### 2 会長及び副会長の選任

委員の互選により、会長に臼井委員、副会長に大貫委員が選任された。

### 3 議題

令和6年度分人権施策の実施状況報告書について

令和6年度分人権施策の実施状況報告書について、次のとおりに分けて審議することとした。「1子ども」から「2男女」まで、「3障害のある人」から「5同和」まで、「6外国人市民」から「9労働者」まで、最後に「10災害」から「14様々」まで。

#### ■ 「1子ども」から「2男女」まで

事務局から資料説明及び関連する委員からの事前質問と回答を行った後、審議した。

##### 【事前質問等と回答】

- ・子供の権利を大切にする教育の推進について（8ページ、No.4）

##### （事前質問等）

学校訪問研修にて、子供の権利について更に詳細な資料により検証を行うとあるが、どのような内容の資料を想定しているのか。

##### （回答）

子どもは保護の対象ではなく、子供を権利の主体として考えるという考え方をポイントとしている資料を使っている。

- ・さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）（10ページ、No.11）

##### （事前質問等）

ヤングケアラーに関わる子どもの人権相談や相談支援に関する取り組みについて、状況を伺いたい。

##### （回答）

さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）では、子ども自身で解決できるように、傾聴を大切にしている。重大な権利侵害があれば、関係機関と連携し、調査を行っている。

##### （回答）

ヤングケアラーについては、ヤングケアラー支援者向け研修を年1回、関係団体と行っている。

また、チェックリストを作成している。こども・若者未来局と教育委員会が共同で対応フローとチェックリストを作成し、ヤングケアラーの疑いのある児童の把握に努め、各子育て支援センターと連絡する仕組みを構築している。

- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）の活動事業（11ページ、No.16）

##### （事前質問等）

今後の取組を拡充としているが、何をどう拡充しているのかが、一読してわからない。広げるのか、ステップアップかも含め、具体的な説明を要する。

##### （回答）

令和6年度は4つの中学校区に派遣型としてSSWを依頼していた。令和7年度は相談体制の充実を図るため、中学校区の中に拠点とする小学校を定め、拠点校型にした。それにより、週に2日相談ができる体制にすることができた。

- ・要保護児童対策地域協議会の運営（12ページ、No.20）

記載の誤りがあった。取組の方向性は「拡充」ではなく「継続」となる。

（臼井会長）資料の1ページから6ページまで、第1章の市の人権施策推進指針の概要や、実施状況報告書の見方について、質問があればお願ひしたい。

<意見なし>

では、1番の子どもの人権尊重と権利を保障する取組の推進について。事前質問等に関する追加の質問やそれ以外でも気が付いたというものががあれば、お願ひしたい。

<意見なし>

2つ目の、男女共同参画社会の実現と女性に関する人権施策の推進について。こちらについてはいかがか。

<意見なし>

では、次の分野に入る。

## ■ 「3障害のある人」から「5同和」まで

事務局より資料説明後、委員からの意見等について対応を行った。

(事前質問等)

評価・課題の項目について、「○○ができた」という表現が散見されるが、何が根拠となっているのか。また、所管課の判断で評価を書くのであれば、なぜそう言えるのか、根拠を示す必要があるのではないか。

(事務局)

評価・課題の項目なので「できた」という表現が多くなっている。評価として、定性的な評価、定量的な評価という側面があるかと思うが、定性的な評価は記載をどうしていくかは一律ではなく難しい。ご意見を参考に検討していきたい。

(事前質問等)

22ページ、No.17「人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会【再掲】」と23ページ、No.21「人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会【再掲】」は同一事業なのか。ならば、そのような注記があるほうが視認性が良く親切ではないのか。

(事務局)

昨年度の審議会でもご意見をいただき、【再掲】という記載をしているが、視認性をよくする工夫は今後も検討していきたい。

(臼井会長)報告書は市民の方もご覧になる。特に政策通ではない方でも、関心があれば市が行っていることが分かると、なお望ましいと考えられる。この辺りは少しずつ、工夫してもらえばと期待している。

「障害のある人」のテーマについて、追加の質問があればお願いしたい。

(片岡委員)18ページの障害のある人の権利擁護に向けた取組の中で、「判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等であって」という部分について、判断能力が十分でない知的障害者までは分かるが、そのあとの精神障害者という記載が疑問になる。精神障害者が、判断能力ができないということは、どのような意味合いで書かれたのか。

(事務局)28ページ、No.48「成年後見制度利用支援事業」についてご意見をいただいた。内容を確認し、後日ご報告をさせていただきたい。

(片岡委員)24ページのNo.25「障害児者自立支援給付に係る相談(精神障害に関する相談)」に、精神保健福祉に関する相談や関連する制度やサービスについての相談と記載があり、所管課は各区、津久井の高齢・障害者相談課となっている。この所管課はもちろんだが、今は障害者相談支援キーステーション、地域活動支援センターがその役目も担っているが、その点についてはどうか。

(事務局)報告書ではこの分野を所管している課を記載させていただいている。

(片岡委員)自立支援では、全てキーステーション等も含まれる。今は各分野で相談体制が異なっている。この文章では、障害者相談課しか対応していないように受け取られてしまわないか。

(事務局)おそらく、キーステーションが立ち上がって、追加するべき事項だったのかもしれない。所管課に確認しながら、載せるべきものは載せさせていきたいと思う。

(片岡委員)地域活動支援センターも、取組を全部一括してある。

(事務局)キーステーションと地域活動支援センターの取組については、掲載されているかを確認した上で、検討させていただく。

(臼井会長)少し分からぬところだが、所管課があり、その中にキーステーションや他のセンターがある。しかし、所管課が主体となって行う事業とキーステーションやセンターが行う事業というのは、また別立てのものがある。という理解でよいか。

(事務局)その辺りも含めて、どのように掲載したかを確認させていただく。所管課でも相談は様々受けており、それとはまた違う窓口としてキーステーションでの相談もあると思う。適切に掲載するため検討させていただく。

(臼井会長)場合によっては、No.25やNo.26で書かれている相談件数とはまた異なるデータが出てくる可能性もある。それが、この中に反映された形になっているのか、なっていないのか、分からないというのも問題になる。実施主体がどのようにになっているのか、件数がこれでよいのか、という両面を検討していただければと思う。

(事務局)今まとめていただいたとおり、件数がどのような内容になっているのか。キーステーションについて、どのような記載がよいのか。その辺りを検討させていただく。

(臼井会長)今の件について、他の委員の皆様から何かコメントがあればお願いしたい。

(武部委員)先ほどご質問のあったNo.48「成年後見制度利用支援事業」について、多くが知的障害者だと思われる。私は高齢者の認知症の方への利用支援事業をやっていた。

18ページに「市長申立てを行った」と記載があるが、おそらく独居で一人暮らしが維持できないという方に、最後の手段として市長申立てを行うことである。記載については、精神障害者全般を指して、判断能力がないという意味合いではないのではと思う。

(臼井会長)質問だが、精神障害者といった場合には精神的な病気を原因とする人は含まれているのか。

(武部委員)医学的定義と福祉的定義があると思うが、市長申立てをする時には、診断書等が必要になるので、基本的には医師の診断を受けていることが前提で、医療だけでなく福祉的なケアも必要だという方を指しているのが、意味合いだと思われる。

(臼井会長)水谷委員に伺いたいが、この辺りの問題というのは民法上の被後見人の区分というものが関係した上で、その施策を実施する主体として、用語をどのように使うかという問題がある。被後見人の精神的な病気あるいは知的能力や判断能力が衰えてしまうこと。こういうものをどのように理解するのか。法的にはどのようになるのか。

(水谷委員)まず、成年後見一般については民法第7条で「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とされ、精神上の障害ということで知的障害や精神的な病気、そういうものが含まれると理解されている。知的障害の方もいらっしゃるが、精神障害が様々ある中で、一番多いのは統合失調症の方かなと思っている。

ここに書いてあるのは、全員判断能力がないという意味ではなく、そういう方の中で、程度が多い、あるいは少し病状が進行したという理由で判断能力がなくなってしまった人、という限定が入っているように見える。そして、その中で市長申立てというのは、通常は本人のご家族などが申立てをするところ、申立てをしていただけるようなご家族がいない、という方について、補助的に、最後の砦として市長が申立てをするということになっている。この市長が申立てをするにあたって、後見人になる方の報酬なども市が助成をしている。予算的には10件とかに限定された件数にはなるが、精神の障害等、あるいは知的障害等で身寄りがなく、程度がひどい方の権利が守られるように予算を講じているよ、という意味合いだと理解している。

(臼井会長)先ほど武部委員が精神障害という言葉にも、法的な意味と福祉的な意味とで少し違いがあるということを示唆した。このような報告書、あるいは施策の方針ということになると、より法的な意味の方に引き付けたような形で表記されてしまう。ただし、それはうっかりすると、誤解を招きかねないという問題もあるかもしれない。報告書での表記というのは、あまり丁寧に長く説明すると逆に読みづらくなるので、やむを得ないというところがある。字数が制約されている中で、何かの機会にそういう補足か何かあると、本当は良い。このようなことは、ホームページでも記載されているのか。

(事務局)ホームページにも成年後見制度についてのアナウンスはある。そこでも、やはり知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方、という書き方になっている。そういう部分の記載については、ここでは明確なお答えができない。所管課と共有していきたい。

(臼井会長)多分、一般にもそのような違いがあるということは、あまり認知されていないと思う。武部委員が良い指摘をしてくれた。何かの機会で、定義の上となるが、この

二つの分野が接近できるとか、これはそういう意味で使っていると、一言の説明を加えられるとより良いのかもしれない。

(片岡委員)18ページの文言で「精神障害者の判断能力が十分でない」というと、精神障害者全般に捉えられる。例えば、病気の悪化等を入れていただくとよい。当事者たちがこれを目にした場合は、市へ何か言ってくるのではないか。文言をもう少し考えていただきたい。

(臼井会長)今の指摘は、いわゆる二次被害的なこともあるという指摘であった。そうすると、知的障害者や精神障害者等のうち、判断能力が十分ではなくなった人とか、そのように語順を入れ替えることもあるかもしれない。

(武部委員)知的障害も基本的には同じで、全ての人の判断能力がないわけでは決してない。判断能力が十分ではないという用語が、おそらく「のうち」という意味だと思うが、表記としては、確かに慎重さは必要かなと思う。

(事務局)今、委員からいろいろご意見をいただいた。文章の語順の入れ替えも含め、検討させていただきたい。

(臼井会長)これ以外のところで、障害のある人に関わった施策で、何かご意見はあるか。大体出たようであれば、「4高齢者」についてご意見があればお願いしたい。

<意見なし>

(臼井会長)

「5同和」についてはいかがか。

<意見なし>

では、次の分野に入る。

## ■ 「6外国人市民」から「9労働者」まで

事務局より資料説明を行った。委員からの事前質問及び意見はなし。

(臼井会長)一つ一つの項目について、報告書のページ数としては少なくはなったが、掲載されている分野が大分異なる。区切った形となるが、意見や質問があればお願いしたい。

「6外国人市民」について、いかがだろうか。

(佐藤委員)日本語以外の言語でホームページの更新や提供をしていると記載がある。相模原に住んでいる母語が日本語じゃない方が情報を得るときに、掲載されている言語で大体網羅されているという認識なのか。

(臼井会長)41ページのNo.9、No.10あたりが該当するところになる。少し違いはあるが、7言語だったり9言語だったりする。

(事務局)最大9言語で提供している。10年以上前から、この9言語の提供に努めていた。今のところ、不便をかけていると思うのは、近年増えているネパールやインドネ

シアの方となる。ネパール語やインドネシア語の対応があまりできていないというのが実情である。

(臼井会長)人口は変動するので、ニューカマーとして、いろいろな地域や国籍の方がいると思う。ネパール語、インドネシア語について、何か検討していることはあるのか。

(事務局)例えばその言語で、相談を受けられるスタッフが国際交流ラウンジにいると非常に良いとは思うが、なかなか難しい。相模原市に住んでいる方々の国籍は100か国を超えており、多数の言語に対応するというのは非常に難しさがある。翻訳や通訳のアプリ等も開発されているので、そういう物も使いながら、対応させていただきたい。

(臼井会長)翻訳アプリは、どのくらいの数の言語に対応しているか。

(事務局)かなりの数の言語に対応できているように思う。

(臼井会長)あまり良い例ではないが、例えば神奈川県警で、いろいろな事情を伺う時にどのくらいの通訳者というものを必要としたか、というのは何か参考にならないのかと思う。県警との間でそのような情報の共有というはあるのか。

(事務局)多言語対応について、県警との情報交換というのは現時点ではないが、行政の部署における多言語対応は共通の課題だと思う。そのような取組も良いのではと思う。

(大谷委員)田名の方にモスクができて、バングラデシュ、パキスタン、スリランカのイスラム教の方々が増えている状況である。しかし、田名地域では学習支援教室等の手当が進んでいない。学校には通訳派遣等の母語指導が入ると思うが、外国につながる子どもたちは、学校だけで勉強していても足りない。本団体が行っている学習支援教室があるし、相模原市には子どもが無料で勉強できる支援教室や子ども食堂に併設されているようなものもある。MEネットも専門家チームを持っているので、そういう人たちからのレクチャーであるとか、横のネットワークによる情報交換会ができると良いと思う。

(臼井会長)やはり民間部門だけでは横のネットワークがつながりにくい、というのが問題意識としてある。そこに何か行政の肝いりがあると良い、という意見だろうか。

(大谷委員)メンバーが中心となって、連絡協議会みたいなものを作り、声かけをしたり、研修会を年に何回か行ったりの工夫も必要になってくる。地域によって差があるということを感じている。例えば相模大野にはインド人がたくさん住んでいるが、いわゆるIT系は、都築区にあるインド人学校に入れてしまう。だから、市民の中ではインド人がたくさん住んでいることが知られていない。あとは、交流が地域やコミュニティによっても格差があるみたいに感じている。

(臼井会長)事務局としてはいかがか。前半の部分の「何かの肝いり」は、行政上の負担になるので、一つの意見として聞き取りいただく、ということでよいか。

(事務局)例えば、現在行っている取組の中でも、日本語教室は地域にボランティアしていくつもあり、年に数回集まって情報交換をしている。そのように集まると、課題が共有でき、良い取組を横展開するといった効果があると思っている。

(片岡委員)47ページ、No.25「精神医療審査会」にある「評価・課題」について、精神障害者の適正な医療及び保護に資することができた。と書かれているが、処遇改善を出しても、なかなかそぐわないという話を聞いている。処遇改善を申請された方たちの

意見を、直接精神保健福祉センターが、最後まできちんと責任を持って聞くということを、やっていただきたいと思う。

(臼井会長)報告書のあり方だけではない問題ということになる。可能な限りで検討なり、改善を所管課に求めていただきたい。

「7疾病等」関係ではどうか。

(橋本委員)45ページ、No.8「性感染症予防対策事業」の「評価・課題」の所で、学習指導要領との整合調整が必要である、と記載されているが、具体的にはどのような部分が学習指導要領とマッチングしていないのか。

(事務局)確認して、報告させていただく。

(臼井会長)45ページ、No.9「性感染症予防対策事業」の取組について「見直し」かつ「民間事業者への委託を含め」となっているが、民間委託した方が良いといった意味の見直しだと理解してよろしいか。民間委託した方がより良いという理由があるようなら、ご教示いただきたい。

(事務局)見直しの方向としては、委託の方向で考えている。という理解をしている。ただし、理由までは確認をしていないので、この点についても報告をさせていただく。

(臼井会長)民間に委託したほうが良い事業があるのは理解している。しかし、2000年代以降、民間委託がものすごく増えていて「どうして」という点については、常に問うてもよいのではないかと考えている。

次に「8性自認や性的指向等」に移りたいと思う。

(佐藤委員)3点の質問と1点の意見がある。48ページ、No.1「人権・福祉教育研修/人権・福祉教育担当者会」の「評価・課題」に記載されている「カミングアウトする児童が増える中」について、前回の報告書の時も指摘しているが、エビデンスはどこにあるのか、統計をとっているのか伺いたい。次に、49ページ、No.5「人権啓発推進事業(啓発リーフレット)」の取組の方向性に「市職員等に対し、性の多様性に関する理解を促進するとともに」と書いてあるが、職員向けの研修について、からふるテラスとしては聞いたことがないので、実施されているのか質問したい。3点目の質問は、49ページ、No.11「図書館における当事者支援の推進」に「性同一性障害」と書いてあるが、性同一性障害という言葉は最近使われておらず、日本でも今後は使われなくなる流れがある。性別不合の方が良いのではと個人的に思っている。

意見としては、49ページ、No.5「人権啓発推進事業(啓発リーフレット)」の「評価・課題」に書いてある「教職員から、リーフレットをきっかけに、性的少数者の児童生徒への理解を深める必要に気づいたという声が届いている」について、個人的には「未だにこのレベルなのか」という感想と意見である。

(事務局)まず1点目について、カミングアウトする児童生徒のエビデンスというのは、確かに昨年度もご指摘をいただいたかと思う。改めて担当課に確認をして報告をさせていただく。2点目の職員の研修について、新規採用職員の研修の中で、LGBTや性的少数者に特化した研修ではないが、人権と男女共同参画の中で、性の多様性についての研修を必ず入れるようにしている。また、ホームページにも掲載しているが「性の多様性を知り、適切な対応をするための相模原市職員ガイドライン」を策定している。全庁の職員が目にするよう毎年の周知を図っているところである。3点目の性同一性

障害については、言葉の使い方というところでご意見をいただいたので、検討していきたいと考えている。

(佐藤委員)研修というよりは、現状いる職員のアップデートはまめにするように、声かけをする、ということだけか。

(事務局)なるべくは最新の情報ということで、昨年度ご協力いただいたパンフレット等も活用しながら行っている。今後、発展的に行いたいと考えている。

(臼井会長)本当は教員の養成として、もう少し拡充しなければと思うが、まだまだカリキュラムとして足りていないのではないか。私が勤める大学にも教育学部があり、教員養成系である。ある程度は行っているらしいが、どこまできちんと対応できているかは分からぬ。そうすると当面は採用された時、それから定期的に行うこと。生徒は一番学校の先生に接する。その先生の態度によって権利保障が変わっててしまう。その辺りを更に検討をしていただきたい。

(水谷委員)今の話に関連して、1点だけ提案がある。全員に対して一度に研修をすることが難しい、というのが一つネックになっていると思う。弁護士会では、10年目研修として、所属してから10年経った人に、必ず研修を受けるよう義務付けられている。全職員の10分の1ぐらいの人を毎年、順繰りに研修していく方法もあるのではないか。10年かかるとはしまうが、やらないよりは良いかなと思うので、検討していただきたい。

(事務局)そのように、ある程度計画的に機会を捉えて、知識をアップデートしていく必要というのは、我々もすごく感じている。いただいた意見を踏まえながら、検討させていただきたいと思う。

(大谷委員)からふるテラスさんが講師で、職員研修や学校に来ていただくのは可能だろうか。

(佐藤委員)可能である。市立中学校や相模原市だと、桜美林大学、青山学院大学は実績がある。

(大谷委員)やはり当事者というのが一番効果がある。私は夜間定時制高校で働いている。夜間定時制高校は、ゲイの子もいるし、トランスジェンダーの子もいるし、女装する子もいる。私服で比較的自由な校風でもある。そういう子たちが「自分は自分のままでいいのだよ」と実感できるような研修を組んでいきたいと思う。

(臼井会長)民間部門も行政も、もっと連携できることで更に良い分野なのだろうと思う。こちらは、組み入れるところは施策に組み入れるという検討をお願いしたい。

続いて「9労働者」の人権尊重について、何かあればお願ひしたい。

<意見なし>

では、最後に「10災害」から「14様々」まで事務局に説明をお願いする。

## ■ 「10災害」から「14様々」まで

事務局より資料説明後、委員からの事前質問及び意見等について対応を行った。

【事前質問等と回答】

- ・社会を明るくする運動について（63ページ、No.2）

（事前質問等）

「刑を終えて出所した人が、社会復帰しやすい環境づくりに取り組むことができた」とあるが、具体的にどのような環境を整えることができたのか。

（回答）

社会を明るくする運動は、犯罪等の防止と罪を犯した人の更生への理解や犯罪等のない安全・安心な地域社会を築こうとする活動である。よって、目に見えて整備できたと明記しづらい内容だが、啓発を通して社会復帰しやすい環境づくりを整えることができたと解釈をしている。

（事務局からの補足）

啓発事業なので、なかなか具体的な数値や形が難しいとのことだが、先程も話があつた定性的な評価の記載について難しさはあるが、分かりやすい表記ができるように努めていく。

- ・ひきこもり支援ステーションについて（該当ページなし）

（事前質問等）

ひきこもりに関して、市で支援体制を構築しているのなら、現状や課題を今後報告書に出した方が良いのではないかと考える。

（回答）

ひきこもり支援ステーションについての報告書への記載は所管課と検討させていただく。

（臼井会長）それではご意見、ご指摘あるいはご提言があればお願ひしたい。

（片岡委員）57ページ「12自殺や自死遺族に対する理解や支援に向けた取組の推進」については、精神保健福祉審議会でも取り組んでおり、ゲートキーパーの研修やSOSのダイヤル等を利用して、自殺の数も毎年減っている。私は精神保健福祉審議会の委員にもなっていて、確認している。

（臼井会長）報告内容が連動した形であるから、こちらの報告が精神保健福祉審議会の報告と噛み合っていないことはないのか。

（事務局）数値については、審議会を所管している精神保健福祉センターと確認しながら行っているので、大丈夫かと思う。

（臼井会長）似たような内容の審議会、その他委員会等は、おそらく他にもあるかもしれない。万が一、食い違って報告されることがないよう校正のチェックと同じようなところがあるって、大変だとは思うがお願ひしたい。

60ページ「13インターネットの普及に伴う人権課題に対する取組の推進」について。61ページ、No.7「インターネット上の人権侵害に対する啓発」とあるが、先ほど事務局の説明にあった障害者に対する不当な差別的言動が投稿されたことは、この13の項目には含まれないのである。

（事務局）拡散防止措置については本年度実施しているので令和7年度の取組として報告書をまとめ際に掲載される。

（臼井会長）令和6年度には該当がなく、今回が初めてだったのか。

(事務局)条例に基づく拡散防止措置ということで、初めてのものが、今年の8月に公表したものとなる。

(臼井会長)個人的な感覚のことで恐縮だが、63ページ、No.2「社会を明るくする運動」という言葉について、なぜ刑期を終えて出所した人の項目にだけ、特に強調されるような形になっているのか疑問に思える。刑を終えて出所した人が社会復帰する、社会の中に再び受け入れられる。言ってみれば、刑を終えた人の側もそうだが、やはり社会の中でもどういう形ができるかの、受け皿というのが必要になってくる。その中で、社会の側、つまり他の人々の側が安心できることは、非常に重要だが、それをもって社会を明るくするという言葉に結びついているかのように見えてしまう。これ以外でも、本当は人権がさらに、どんな人にでも保障される、尊重されること自体が、社会を明るくすることになるのではないか。むしろそちらにイメージ転換した方が良いだろうか、狭く使いすぎていないだろうか。そのような問題提起となる。

(事務局)「社会を明るくする運動」は歴史のある運動であり、全国的にこの名前で展開されている。ご意見のとおり、社会を明るくするというのは大きなことなので、ご指摘もあったのかなと思う。

(臼井会長)そろそろ表現自体をバージョンアップすることを検討してもよいのではないか。50年より前からこの名称であるのは承知しており、問題提起として発言した。性同一性障害という言葉は使われなくなってくる、という指摘もあった。これに関しても、歴史と伝統にしがみ付かなくてもよいのではないか。すぐにどうにかなる問題ではないと思うが、検討をしていただけるとよい。

(事務局)よりふさわしい名称や言葉があるのではないか、とご意見をいただいた。担当課に伝えていきたいと思う。

(臼井会長)全体を振り返って、ご意見があればお願いしたい。

(武部委員)共有しておきたいことがある。高齢者の分野について、私は社会福祉審議会の高齢者部会にも出ており、高齢者的人権が制約されているというトピックスの1番に特殊詐欺の話が審議会に上がっている。水色の報告書（人権に関する市民意識調査報告書）の52ページに該当する部分である。地域に暮らす高齢者が安心して住めるように、いろいろな啓発活動も行っているが、死活問題である。これから、第10期の高齢者保健福祉計画指針の策定に入るが、大事なトピックスなのでどう盛込むかというところである。

(臼井会長)もしかしたら、報告書の一つの項目が増えるかもしれない。それもまた、一つの人権問題として急速に浮上しているのかもしれない。

(片岡委員)振り込め詐欺とか特殊詐欺があると、ひばり放送で注意事項を呼びかけているが、それにも耳を傾けるとよいと思う。我が家にもよく振り込め詐欺の電話がかかってくるが、すぐに切っている。

(大谷委員)40ページ「外国人市民」の具体的施策の方向性にある教育・啓発の推進について「日本語指導等が必要な外国籍の児童生徒」と記載があるが、日本国籍を持っていても、日本語指導が必要な児童生徒がいると思う。だから、外国人市民とか外国につながる子どもたち、という表現をしているのではないか。市は国籍にこだわって日本語指導を行っているのか。

(事務局)日本国籍であっても、日本語指導が必要な児童生徒はいる。この「外国につながる子ども」というのが、ご指摘のあった、国籍にかかわらず日本語指導等が必要な児童生徒である、という記載になっている。

(大谷委員)やはり国籍で分けることは、今の本流の流れとは逆である。表現を変えてもらいたいなと思った。

(事務局)ご意見を踏まえて「外国籍の児童生徒や外国につながる子ども」と分けて書く必要があるのかどうかを確認したいと思う。

(佐藤委員)先ほど、翻訳アプリの話題が出たので調べたが、Google翻訳では方言を含めて200以上の言語に対応しているらしい。

(臼井会長)200以上の言語が世界にはあるが、かなりのところはカバーされていることだと思う。公用語が複数ある国も珍しくないので、ものすごい数の言語というのがあるだろうし、似ているが少し違う言語としてカテゴライズされているものもある。

(臼井会長)他にご意見がないようなので、令和6年度の人権施策の実施状況報告書については終了とする。

#### 4 その他

(1) 人権に関する市民意識調査の結果について  
事務局より資料の説明を行い、質疑応答に移った。

(臼井会長)この調査の目的自体が今後の市の人権施策を効率的に進めるための基礎資料ということで、8年間の期間を空けて調べたとのことだが、市民の意識として変化があったかどうか。市民全体をマスとして捉えただけでなく、個別の個人の意識が高まったかどうか、ということを調査する考えはあるのか。

(事務局)今のところ、個人の意識を調査や研究することは明確に決まっていないが、このような意識調査を通して、不定期であるが、変化等について捉えていきたい。

(臼井会長)例えば、問3は5年前に比べて自分の人権意識が高くなったと思うか、という質問だが、8年の間を空けた調査として、なぜ5年前なのか。何か理由はあるのか。

(事務局)昨年度もご意見をいただいたが、基本的には前回との継続性や内閣府の調査との比較ができるように、同じ項目の設定をしている。

(臼井会長)5年前というのであれば、例えば調査の年齢層の区分を5年ぐらいにしてもよいのではないか。また、回答者数が千数百人だと少し足りないと思われる。施策の有効性も考えた上で、今後の方針を決める方がより望ましいと思われる所以、十分に見えてくるものは多くはなかったかもしれない、と思うと少し残念である。

(片岡委員)94ページ、問37「人権尊重のまちづくり条例を制定しました。あなたはこの条例を知っていますか」について、知らないという方が78.9%もいてがっかりである。これはもっと、市民に周知しなければならないと思う。リーフレット等で周知はしているが、まだまだ浸透していないということだろう。これはもっとやってほしいと思う。私もその条例を作った一人なので、少し残念である。

(臼井会長)条例も課題だが、12ページ、問5「人権侵害などに関連した相談先として、どういうものを知っているか」については、市が設置している窓口よりも、国の方が認知度が高いような気もする。

(片岡委員)人権の窓口は市の広報にも入れたし、私は障害者の相談先も全部知っているが、まだまだ知らない人が多い。

(事務局)人権尊重のまちづくり条例を知らない人が、78.9%ということだが、この数値をどれだけ上げられるか取り組んでいきたい。

また、相談窓口の認知度も、一部を除いて下がっているところが多かった。今後は認知度が下がっているという認識のもと周知に努める。

(臼井会長)この市民意識調査報告書は、市役所の内部でさらなる分析なり検討を進めていくのか。

(事務局)全庁的に関わるものもあるので、この結果をいかしていくよう検討していくと思っている。

(臼井会長)報告書について、意見やコメントがこれ以上出ないようであれば、もう一つの報告に移るが、よろしいか。

<意見なし>

では、事務局に説明をお願いする。

## (2) 人権啓発活動の報告について

事務局より資料の説明を行い、質疑応答に移った。

(大貫委員)補足説明となる。4 SHINING SMILE 人権の集い さがみはらの(2)プログラムにおいて、全国中学生人権作文コンテスト神奈川県大会(相模原地区)表彰式が行われ、入賞作品の朗読がある。相模原人権啓発活動地域ネットワーク協議会が相模原版の作文集を作っている。

相模原の優秀賞は3名で、今年度は今審査中であるが、令和6年度は今年の1月に開催し、3名の方に朗読していただいた。その作品の文集ができている。先ほどの報告書の中でも取り上げられた、障害者、性的指向、インターネット関係等について、6,000人から7,000人程度の中学生が応募してくれた。そこから優秀賞3編と銅賞等の全部で20編程度が収められている。この作品集を委員の皆様に、ぜひ読んでいただきたい。今の中学生が考えていることの、参考になるのではないか。

(臼井会長)作品集は昨年度のもので、今年度分は審査中であり、入賞作品が選ばれることが現在進行形で行われているということである。

(大貫委員)令和6度分はもう完成しているので、こちらを送付する。

(事務局)本審議会の会議録送付時に、作品集も併せて送付させていただく。

(佐藤委員)啓発活動全般に対してだが、対面リアルで行うことばかりである。この報告書に記載されていることについて、SNSやインターネット活用というのはターゲットが異なるから行わないということなのか。

(事務局)SNS等も効果的な啓発ツールだと思っている。本課では専用のSNSを持っていないので、市のSNS等を利用しながら、イベントやパネル展の情報を流しているところである。効果的ではあると思うので、どのような形があるのか、活用について検討して

いきたいと考えている。

(佐藤委員)インスタグラム等は、コアな広告のターゲットを決められるので、参考にしていただきたい。

(臼井会長)SNSのアカウントは、一度作成すると中の人人が運用しなければならない。どの程度の頻度で稼動や運用、あるいは更新するかについては大変なことである。しかし、インスタグラムやラインはテーマごと、必要に応じて運用する。例えば、エックスアカウントも、人権啓発のために専用の運用ができるのであれば、定期的に情報を流していくことというアイデアもあるかもしれない。運用については、中の人人が1人でよいのかという問題もあるかもしれない。何かで使えるようであれば、よろしくお願いしたい。

特になければ、これをもって令和7年度第1回人権施策審議会を閉会とする。

以上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	岩永良子 いわながりょうこ	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		欠席
2	臼井雅子 うすいまさこ	明星大学経済学部	会長	出席
3	大谷千晴 おおたにちはる	認定NPO法人多文化共生教育ネット ワークかながわ		出席
4	大貫薰 おおぬきかおる	相模原人権擁護委員協議会	副会長	出席
5	片岡加代子 かたおかよこ	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
6	佐藤悠貴 さとうゆうき	からふるテラス		出席
7	武部正明 たけべまさあき	相模女子大学人間社会学部		出席
8	橋本広明 はしもとひろあき	公募市民		出席
9	水谷里枝子 みずたにりえこ	神奈川県弁護士会		出席